

赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜及び
赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉
指定管理業務特記仕様書

佐 渡 市

赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜及び 赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉 指定管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 この赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜及び赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜及び赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市赤泊農林漁業宿泊体験施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等を活用しつつ、地域の豊かな自然環境や歴史を生かし、地域特産品の販売や地場産品を使用した料理の提供、都市と農村の交流促進並びに、地域住民の健康増進や保養、コミュニティづくりを目的とし、宿泊又は休憩のための施設を提供することにより、地域振興の向上を図り本市の活性化に貢献することにある。

(指定期間)

第4条 指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日とする。

(指定管理料)

第5条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は、60,000千円の範囲内とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

(法令等の遵守)

第6条 指定管理者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 佐渡市赤泊農林漁業宿泊体験施設の設置及び管理に関する条例
- (2) 佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- (3) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- (4) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (5) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (6) 旅館業法、食品衛生法、温泉法、消防法及び個人情報保護法
- (7) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、高齢者雇用安全法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、育児介護休業法及び障害者雇用促進法
- (8) その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

(業務の範囲)

第8条 条例第5条に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表2のとおりとする。

(リスク分担)

第 9 条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別表 3 のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第 10 条 佐渡市は、第 8 条で定める業務を行なうために必要な管理物品のうち別表 4 に定める備品等Ⅰ種を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等Ⅰ種を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等Ⅰ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1 件につき 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

4 指定管理者は、故意又は過失により備品等Ⅰ種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第 11 条 指定管理者は、管理物品のうち別表 5 に定める備品等Ⅱ種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等Ⅱ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 管理運営において、備品等Ⅰ種及びⅡ種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1 件につき 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

(管理物件の現状変更)

第 12 条 指定管理者は、施設を改造等により現状を変更（施設の修繕及びその他軽微な変更を除く。）及び敷地に建物その他の工作物を建設しようとする場合には、事前に改造等の計画を書面によって市に申請し、その承認を受けなければならない。

(管理物件の修繕等)

第 13 条 管理施設の改造、増築、移設については、前条によるものを除き佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表 2 の建物災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

(業務等の引継ぎ)

第 14 条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

(1) 令和 8 年 3 月 31 日以前に佐渡市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業

(2) 前号に掲げるもののほか、別表 6 に定める契約

(その他)

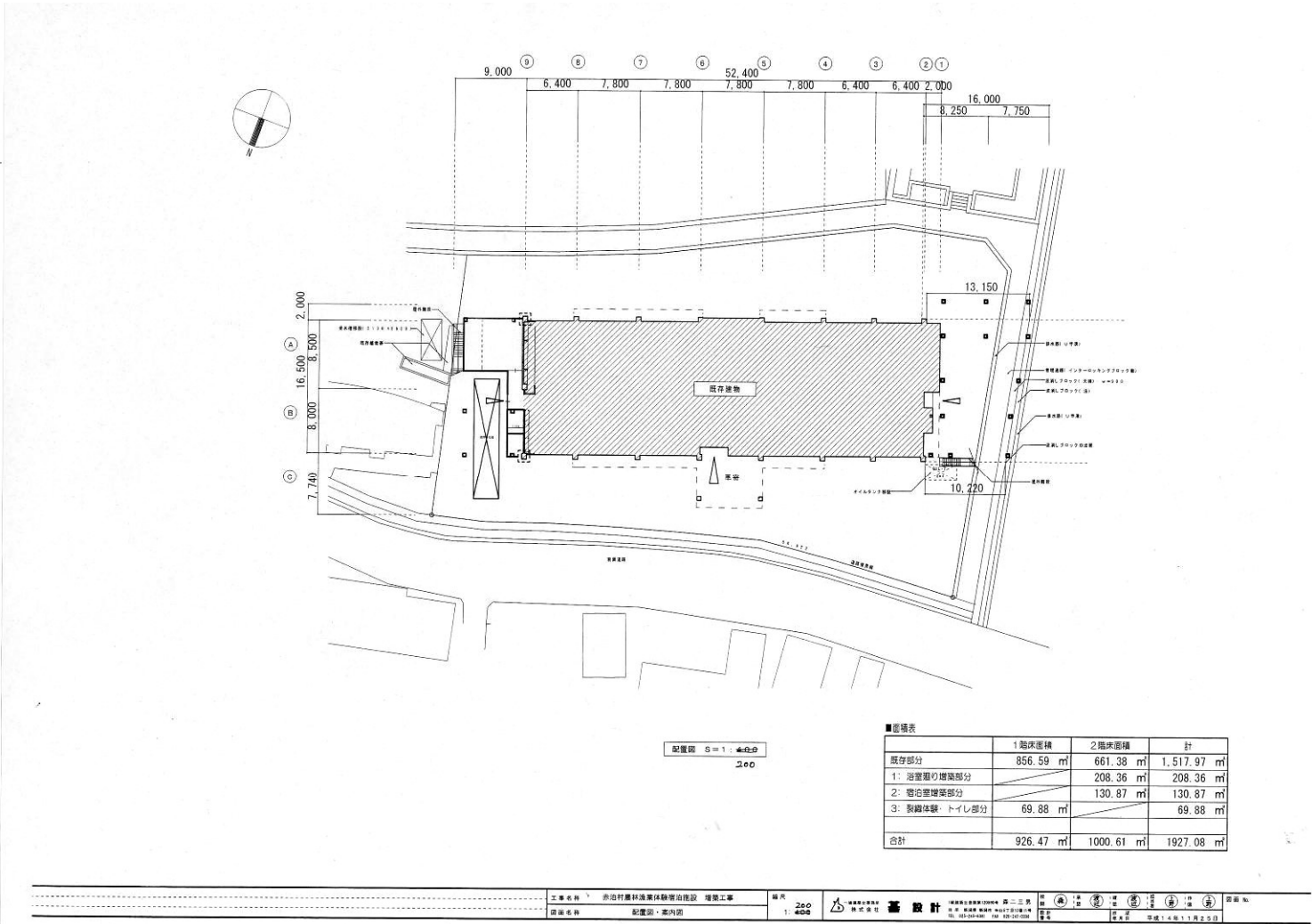
第 15 条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表1 管理施設（第7条関係）

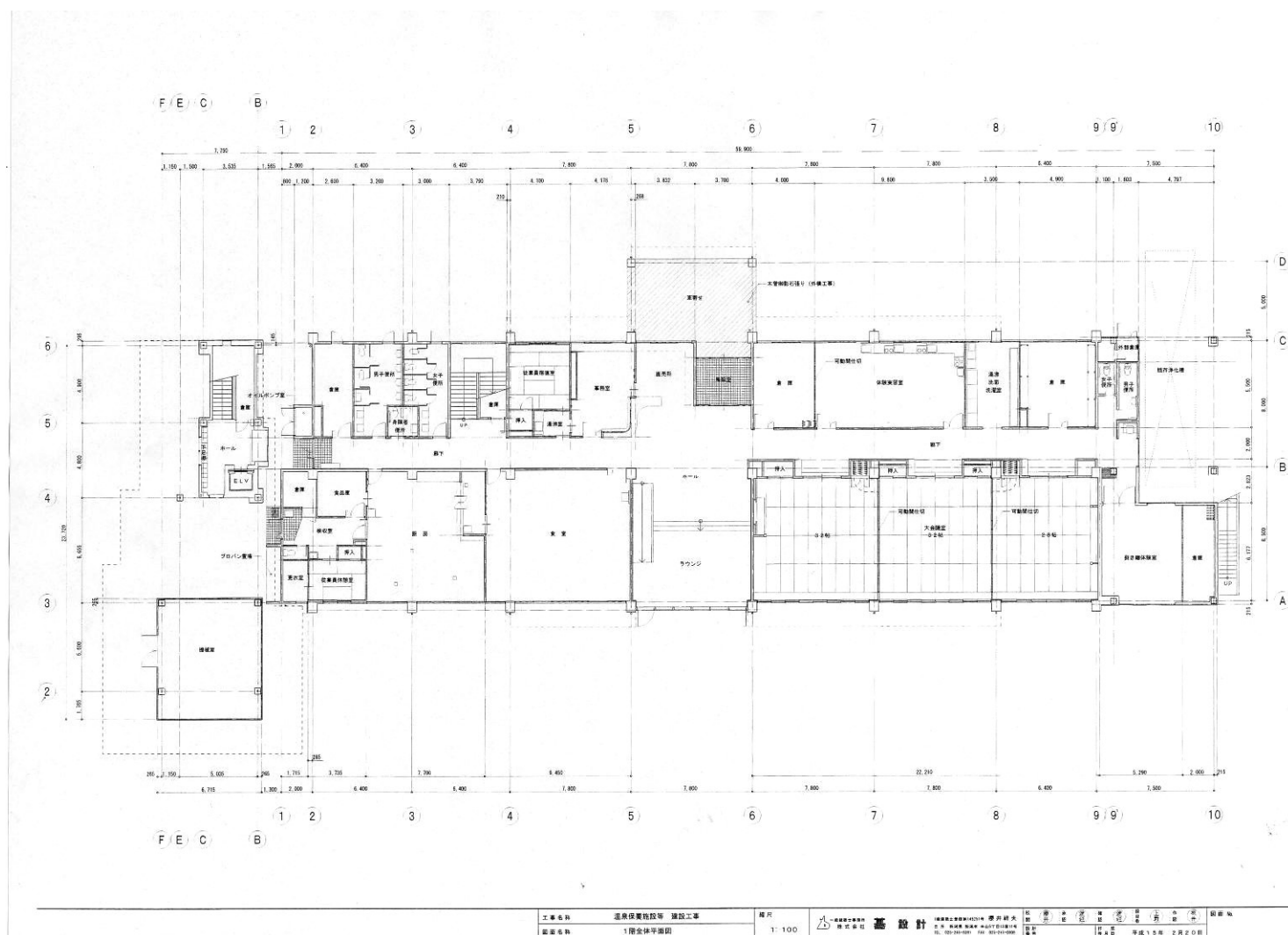
施 設 の 名 称		赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜（以下「サンライズ城が浜」という。） 赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉（以下「あかどまり城が浜温泉」という。）	
施 設 の 所 在 地		佐渡市三川 2915 番地 3	
施 設 概 要	建 築 構 造	サンライズ城が浜 鉄筋コンクリート造 2階建て あかどまり城が浜温泉 鉄骨2階建て	
	敷 地 面 積	サンライズ城が浜、あかどまり城が浜温泉 合計 2,057.28 m ²	
	建 築 延 面 積	サンライズ城が浜 1,724.66 m ² あかどまり城が浜温泉 365.84 m ²	
	開 館 日	平成13年 6月1日 サンライズ城が浜 平成15年10月1日 あかどまり城が浜温泉	
	施 設 構 成	サンライズ城が浜 宿泊室 全12室（52人収容） 大広間 和室（3分割可能）90畳 1室 会議室 ミーティングルーム（2分割可能・50名収容）1室 実習室 自炊室（合宿対応）1室 裂織室（裂織機5台）1室 湯沸、洗面室 コインランドリー3台 食堂（40名収容） 売店 あかどまり城が浜温泉 湯場 大浴場 男女各1 休憩室 和室（24畳）1室 エレベーター（乗用600kg）1基 参考資料1「施設図面」参照	
	設 備	漁業体験準備施設 木造平屋建て 60.00 m ² その他詳細な設備の状況については閲覧対応とします。	
	利 用 者 実 績	令和4年度	宿泊者数 2,893 人 日帰利用者数 2,530 人 温泉利用者数 15,113 人
		令和5年度	宿泊者数 3,334 人 日帰利用者数 4,230 人 温泉利用者数 11,655 人
		令和6年度	宿泊者数 3,218 人 日帰利用者数 4,582 人 温泉利用者数 13,137 人
	使 用 料 実 績	令和4年度	37,457 千円
		令和5年度	47,287 千円
		令和6年度	46,654 千円

	契 約 状 況	別表 6 参照	
	収 支 実 績	令和 4 年度	5,681 千円 (指定管理料 15,700 千円)
		令和 5 年度	△1,871 千円 (指定管理料 20,000 千円)
		令和 6 年度	290 千円 (指定管理料 20,000 千円)
	改 築 ・ 修 繕 履 歴	令和 4 年度：館内カーペット・2 階脱衣室修繕 宿泊室襖等修繕 温泉設備修繕 外壁改修 温泉設備改修 令和 5 年度：高圧進相コンデンサ更新 高圧気中負荷開閉器取替 温水便座更新 令和 6 年度：浴槽ろ過制御盤修繕 温泉給湯設備修繕 正面玄関内側自動ドア修繕	
付 帯 施 設 等		温泉井戸（深度 1,200m）	
そ の 他			

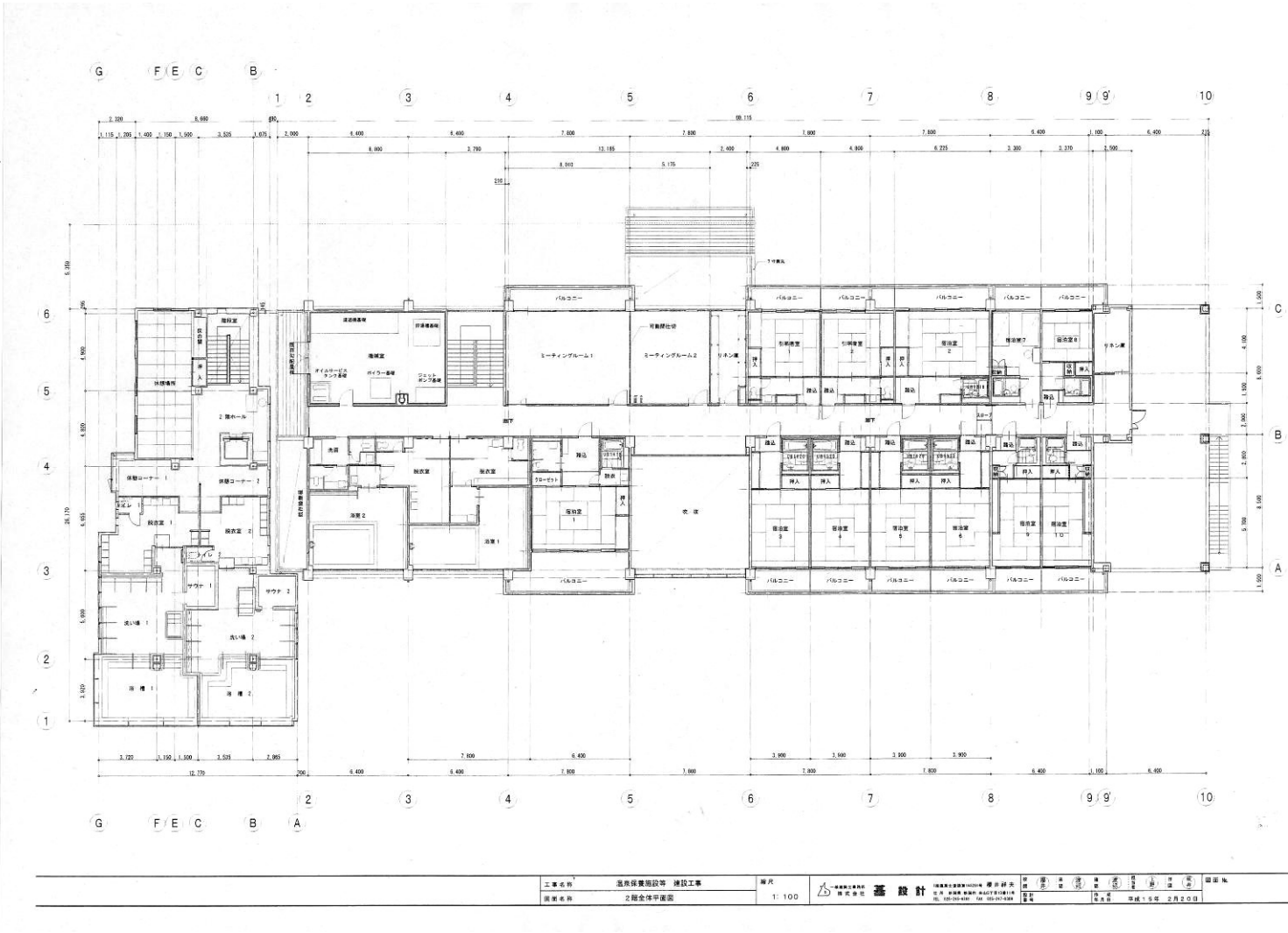
参考資料 1 施設図面（外構平面図）



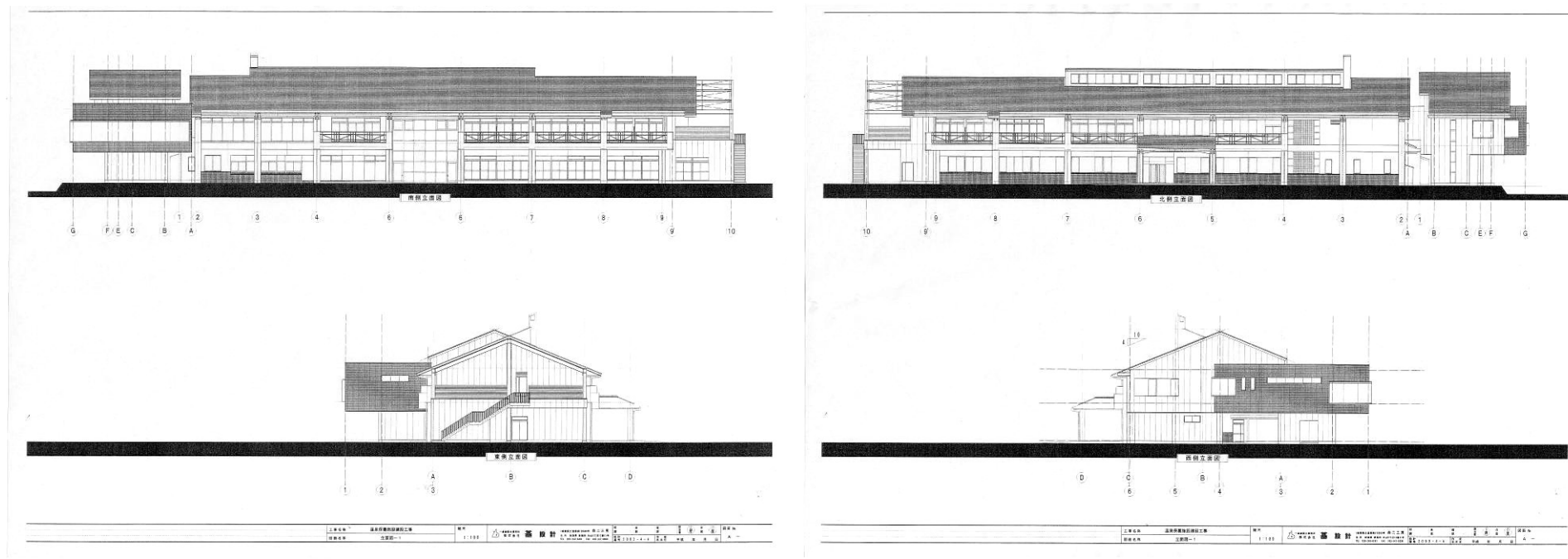
参考資料 1 施設図面（1階平面図）



参考資料 1 施設図面（2階平面図）



参考資料 1 施設図面（立面図）



別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（施設運営業務） 1 目的外使用の許可 （1）佐渡市行政財産目的外使用条例（平成 16 年条例第 67 号。）及び佐渡市行政財政目的外使用条例施行規則（平成 16 年条例第 61 号。）の規定に基づく業務を行うこと。 2 既存の自動販売機の取扱い （1）既存の自動販売機等の許可は、市が行うものとし、使用料については市の歳入とする。	（施設運営業務） 1 利用許可及び利用の制限 （1）公の施設として常に平等な対応を確保すること。 （2）施設利用の予約及び利用状況を記録すること。 （3）次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。 ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 イ 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 ウ 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 （4）利用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該利用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく教示を行うこと。 （処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長等に対して審査請求をすることができる。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、市等を被告として提起することができる。）

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	2 利用許可の変更及び利用の中止 (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 ア 施設の利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 イ 利用者が条例又は条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 ウ 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。 エ 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 オ 公益上必要があると認められるとき。 カ 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。 3 営業期間及び利用時間の遵守 (1) 条例第 6 条及び第 7 条の規定によること。 4 利用料金の徴収 (1) 利用料金の滞納が発生した場合は責任をもって徴収すること。 5 利用料金の改定 (1) 市長の承認を得ること。 6 利用料金の減免 (1) 条例第 13 条の規定中「あらかじめ市長が定める基準」は、次のと

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	おりとする。 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催する事業において利用するとき。 イ 前号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たとき。 7 自主事業の取扱い (1) 以下のいずれの条件も満たしているものについては、指定管理者の自主事業の取扱いとする。 ①施設の設置目的に沿って市民サービスの向上を図る目的で指定管理者自らが設置運営している。 ②売り上げが生じる場合は指定管理者が収受し、施設の収支計算書の収入支出に含めている。 8 ソフト事業等 (1) 自主事業 ア 地域との交流事業 イ その他、指定管理者が提案する事業 9 広報及び営業等 (1) ホームページの作成及び更新を行ない、市内外に向けて積極的な情報発信を行うこと。 (2) 対面、電話、FAX等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	(3) リーフレットをはじめ他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。 (4) 対面、電話、FAX等による集客を行うこと。 (5) 新規に飲料等の自動販売機を設置する場合は設置場所について市と協議すること。 (6) 施設利用者のニーズに合った物品販売及び物品賃貸を行うことができるものとする。販売及び賃貸に係る収入については指定管理者の収入とし、内容については独自に設定すること。 10 利用に係る指導、助言 (1) 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行う諸手続に必要な助言を行うこと。 (2) 施設、設備及び備品等が適切に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行うこと。 (3) 施設の利用等について、主催者及び利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。 11 利用者の安全確保 (1) 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行うこと。 (2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。 (3) 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（維持管理業務） 1 日常清掃及び消耗品等の補充 （1）貸与車両の車検費用及び法定点検費用を負担する。	（4）災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。 （5）調理室の管理については、食中毒の防止対策に万全を期すとともに、食品衛生法の規定に従い、安全衛生管理を徹底すること。 12 職員の安全確保 （1）業務における安全管理指導を定期的に行うこと。 （維持管理業務） 1 日常清掃及び消耗品等の補充 （1）施設及び駐車場において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観を保つこと。 （2）別表 4 備品等 I 種に定める、市が無償で貸与する車両の任意保険の加入、日常点検、燃料補給、故障時の修理を行う。また、勤務する職員以外は運転することができない。 （3）施設周辺の定期清掃を行うこと。 （4）冬季における駐車場の除雪を行うこと。 （5）消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達 の推進や資源リサイクルに配慮すること。 2 設備・備品等の保守管理 （1）保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（経営管理業務） 1 モニタリング （1）必要に応じて現場確認を行うこと。 （2）定められた報告を求めること。 2 連絡調整 （1）運営協議会等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。	注意をもって設備及び備品等を管理すること。 （2）適切に運転が行われるよう日常及び法定点検を適切に行うこと。 ア 消防設備総合点検 イ 自家用電気工作物保安点検（50KW 以下自主点検） ウ 簡易リフト保守点検（自主点検） エ パッケージエアコン保守点検（自主点検） オ 建築物定期調査 など （3）定められた負担区分に基づき、必要な修繕を行うこと。 （4）修繕記録を整理し、市に報告すること。 3 保安警備業務 （1）利用者が集中する際は、警備及び誘導を行うこと。 （2）夜間及び休館についても保安警備を行うこと。 （経営管理業務） 1 モニタリング （1）市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。 2 文書管理 （1）管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。 （2）業務に係る文書を適正に管理すること。

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	(3) 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。 3 事業計画・報告 (1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。 4 連絡調整 (1) 市が実施する運営協議会等に参加し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。 5 職員の管理 (1) 業務を効果的かつ効率的に行うために必要な人員配置及び勤務形態をとること。また、職員については雇用形態に応じ福利厚生（社会保険加入、雇用保険加入、有給休暇など）を徹底すること。 (2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。 (3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。 6 会計等 (1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。 (2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。 (3) 管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等											
(その他業務) 損害賠償の対応 次の保険に加入し、保険料を負担すること。 (1) 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 <table><tr><th>保険内容</th><th>金額区分</th><th>負担者・負担割合</th></tr><tr><td>1 火災、落雷、爆発 (免責無し)</td><td>20 万円未満</td><td>保険 100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。</td></tr><tr><td>2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責 5 万円未満）</td><td>20 万円以上共済責任額まで</td><td>保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td></tr></table>			保険内容	金額区分	負担者・負担割合	1 火災、落雷、爆発 (免責無し)	20 万円未満	保険 100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責 5 万円未満）	20 万円以上共済責任額まで	保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	7 経費の節減 (1) 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。 8 契約の変更 (1) 電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更すること。 (その他業務) 1 損害賠償の対応 (1) 市が指定する業務については、市で加入する全国町村会総合賠償補償保険の被保険者としてみなされ、市の責任と同等に当該保険の対象となるため、加入の必要は無い。 ただし、指定管理者が自主事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととなるため、市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。 2 各種届出 (1) 業務に必要な、消防署、保健所等への届など、各種手続きを行うこと。		
保険内容	金額区分	負担者・負担割合												
1 火災、落雷、爆発 (免責無し)	20 万円未満	保険 100% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。												
2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ（免責 5 万円未満）	20 万円以上共済責任額まで	保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。												

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等
風・水災（免責 5 万円未満）	20 万円未満	指定管理者 50% 保険 50% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	
	20 万円以上共済責任額まで	市 50% 保険 50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	
地震（免責 10 万円未満。 ただし、罹災した加入物件が複数あり、損害額の合計が 10 万円以上であれば、1 件あたりの損害額が 10 万円未満でも保険の対象となる。）	20 万円未満	指定管理者 85% 保険 15% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。	
	20 万円以上共済責任額まで	市 85% 保険 15% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等	
(2) 全国町村会総合賠償補償保険				
保険内容	身心	財物		
賠償責任保険 （施設の瑕疵 に起因する事 故の補償）	2 億円／人 20 億円／事故	2 千万円／事故		
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険 （市が行う業 務に起因する 事故の補償）	500 万円	20～ 500 万円	1～15 万円	1～6 万円 （6 日目以 降）

別表3 リスク分担（第9条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管理運営費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	関係法令の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
物品等の損傷等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（1件20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損害賠償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注）指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
その他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表 4 備品等 I 種 (第 10 条関係)

種類	規格・構造	数量	備考
事務用机	プラス LA-W147D-32	2 台	
座卓	ホウトク HCT013	8 台	
机	ホウトク カムテーブル S EP411S	1 1 台	
会議用机	ホウトク プレッタ FSB33M	1 台	
会議用机	ホウトク プレッタ FSB31M	1 6 台	
作業台	ウチダ UB-442L	3 台	
ラウンジ椅子	コトブキ・ロビーベンチ FC-8305	5 脚	
ラウンジ椅子	コトブキ・ロビーベンチ FC-8306T	2 脚	
ラウンジ椅子	コトブキ・ロビーベンチ FC-8307T	1 脚	
書庫	ウチダ パワーストレージ	1 台	
書庫	ウチダ 1 1 W 型引き違い書庫	1 台	
商品展示用棚	中日 ZH ワゴン 15F	5 台	
商品展示用棚	中日 ZH ワゴン 15F	1 台	
商品展示用棚	中日 HG ハイケース	2 台	
ビデオデッキ	ナショナルパナソニック V-SV1	1 台	
液晶プロジェクター	ウチダ TG-2000	1 台	
プロジェクター台	ウチダ 映写台 OT-100S	1 台	
身障者用ベット	ウチダ アラウ電動ベット Q-103-U	1 台	
身障者用ベットマットレス	ウチダ パラケアマットレス KE-603-U	1 台	
ポリッシャー	ヤマザキ・コンドルポリッシャー	1 台	
車椅子	ウチダ 2-371-2513	1 脚	
衣類乾燥機	サンヨー 衣類乾燥 CD-S45C1	2 台	

全自動洗濯機	サンヨー 全自動洗濯 SW-45C	3 台	
シューズボックス	プラス SL-24L	1 台	
スクリーン	プラス KS-18 1800×1800	1 台	
プランターボックス	プラス FB-127B	2 個	
レジスター	CA-1054R	1 台	
机	ホウトク・サエラテープ DFT12S	2 台	
集塵箱	1800×700×750・1200	1 台	
カウンター	ホウトク インフォメーションカウンター	1 台	
時計	セイコー ホールロック JY501B	1 台	
アンプ	パナソニック	1 台	
マイク	パナソニック WX-4100A	2 台	
マイクスタンド	パナソニック WN275	1 台	
電話機（多機能電話機）	パナソニック VB-F611K	1 台	
	パナソニック VB-F411K	2 台	
電話機（電話課金装置）	パナソニック VB-5385A	1 台	
テレビ台	ウチダ LL-120	1 台	
テレビ台	ウチダ C-1200	1 台	
シンク	流し台 L1000	1 台	
シンク	流し台 2400×650×860	1 台	
シンク	流し台 1800×650×860	2 台	
シンク	1 槽 4-16	1 台	
シンク	舟形 4-9	1 台	
シンク	ソイルドシンク 4-38	1 台	
シンク	3 槽 4-5	1 台	
シンク	1 槽 5-4	1 台	

流し台	1 槽 4-23	1 台	
ラック	倉庫 1-1 1820×460×1900	1 台	
ラック	倉庫 2-1 910×610×1900	1 台	
ラック	倉庫 2-2 1220×610×1900	1 台	
ラック	倉庫 3-1 1070×610×1900	1 台	
ラック	倉庫 3-2 1820×610×1900	1 台	
冷蔵庫	日本調理機 762×575×898	1 台	
冷蔵庫	日本調理機 1800×645×1920	1 台	
冷凍冷蔵庫	日本調理機 1500×645×1920	1 台	
ライスタンク	食品庫 750×600×800	1 台	
ガスレンジ	日本調理機	1 台	
ガス茹麺機	日本調理機	1 台	
スープレンジ	4-25 500×600×450	1 台	
ガスフライヤー	日本調理機	1 台	
包丁まな板滅菌庫	日本調理機 600×600×1430	1 台	
電気精米機	日本調理機 355×488×1200	1 台	
炊飯器台	日本調理機 650×600×800	1 台	
魚焼器	ガス式 4-19 978×400×602	1 台	
スチームコンベクション	4-22 900×750×1360	1 台	
電子レンジ	422×508×337	1 台	
置台	450×600×800	1 台	
調理台	1500×750×800	1 台	
盛付台	1500×600×1800	2 台	
盛付台	1600×600×800	1 台	

脇台	550×600×800	1 台	
脇台	750×600×800	1 台	
下台	4-37 900×450×800	1 台	
作業台	4-6 750×600×800	1 台	
作業台	4-18 450×600×800	1 台	
作業台	4-34 1350×600×800	1 台	
作業台	4-7 1100×750×800	1 台	
作業台	4-8 850×600×800	1 台	
作業台	5-5 1200×450×800	1 台	
移動台	4-29 600×450×800	2 台	
吊戸棚	1800×350×600	1 台	
ウオーマー	高電社	1 台	
コールドテーブル	1200×750×800	1 台	
コールドテーブル	1500×600×800	1 台	
コールドテーブル	1600×600×800	1 台	
クリーンテーブル	日本調理機	1 台	
食器洗浄機	日本調理機 600×605×1385	1 台	
食器滅菌保管庫	日本調理機 1050×550×1880	1 台	
製氷機	日本調理機 633×450×800	1 台	
裂織機	4 本柱タイプ	5 台	
コインロッカー	ウチダ 1-302-0503	3 台	
キッチンワゴン	ステンレス 460×910×1035	1 台	
ナイトテーブル	ヒカリ O J	2 台	
ライティングデスク	ヒカリ O J	4 台	

バゲッジラック	ヒカリ　ＯＪ	２台	
ティーテーブル	ヒカリ　ＯＪ	２台	
アームチェアー	ヒカリ　ＯＪ	４台	
ナイトスタンド	ヒカリ　ＯＪ　２燈式	２台	
ベッドボトム	ヒカリ　Ｓシングル	４台	
ベットマット	ヒカリ　Ｓシングル	４台	
座卓	オリバー　ＺＴ－１６７	２台	
机	ホウトク　ブレッタ　ＦＳＢ３１Ｍ	３台	
清掃用具ロッカー	ウチダ・クリーンロッカーＤ型	１台	
化粧鏡	ＯＪ	２台	
ベットカバー	１－Ｍ	４台	
事務用机	プラス　ＬＡ－Ｗ１０７Ｄ－３	２台	
座卓	ホウトク　木蓮　ＦＥ９５４	２台	
座卓	ホウトク　福寿　ＦＥ９３１	３　９台	
ミーティングテーブル	コクヨ　ＳＴ－２１７２	１台	
事務用椅子	プラス　ＫＢ－Ｅ２７ＳＬ	１台	
事務用椅子	プラス　ＫＣ－Ｅ２７ＳＬ	４台	
椅子	ホウトク・アルメニア　ＤＡＳ１０（ＭＰ）	１０７台	
角椅子	ウチダ　ＵＷ－８０２	２　０台	
椅子	シルバーアロー藤タンスツール　Ｎ．１２３　ＺＳＴ－２７	６台	
椅子	木製ハイチェアー	３台	
デスクチェア	ヒカリ　ＯＪ	２台	
デスクスタンド	ヒカリ　ＯＪ	２台	
書庫（棚）	ウチダ　１　１型引違い書庫	１台	

清掃用具棚	ウチダ・クリーンロッカーD型	2台	
レンジ台収納庫	タイガー RCM-E560	1台	
テレビ台	パナソニック TY-GN2103	6台	
テレビ台	プラス HN-1R	4台	
テレビ台	ナショナル 21 型用 TY-GN21031	2台	
食器棚	食器棚 590×290×1800	1台	
書庫（棚）	プラス 軽量棚 L-6420-5	3台	
書庫	プラス 軽量棚 L-6620-5	1台	
棚	プラス L-6620-5	8台	
ラタンランドリー	オリバー 65-300-24	4台	
金庫	プラス CB-020F	4台	
金庫	コクヨ キーロック HS-11KN	8台	
耐火金庫	コクヨ HS-11KN	4台	
キーケース	コクヨ KG-2FI	1箱	
キーケース	スギタ	1箱	
プランターボックス	コクヨ PX-F430PIG	6個	
プラントボックス	コクヨ PX-21F1	2個	
更衣ロッカー	プラス LK-32	2個	
ホワイトボード	コクヨ BB-H634MW1	1台	
ホワイトボード	ITO PHW-F361F	2台	
行事案内板	ウチダ 案内板 300 型	1台	
ロビーチェアー	プラス LS-9700S	1 1 脚	
プランターボックス	プラス LS-9709SP	2個	
囲碁セット	伊藤大 盤 30 号	2盤	

テレビ（台付）	ナショナル TH-32FP50	1 台	
扇風機	ナショナル F-K401W	2 台	
マイクロバス	三菱 ローザ ロングボディ・ハイルーフ仕様	1 台	29 人乗り
マイクロバス	三菱 ローザ カスタム	1 台	29 人乗り
普通自動車	トヨタ ハイエース ワゴンデラックス	1 台	10 人乗り
シューズボックス	コクヨ SX-K4F1N	1 個	
つい立て	SC-10N	2 台	
マッサージチェア	ナショナル EP-3205-K	1 台	
片袖机	プラス LA-W107D-3	1 台	
カップボード	オリバー 75-388-22	1 台	
人工植物	コクヨ PX-GBD18	1 台	
人工植物	コクヨ PX-GBD18	1 台	
マッサージチェア	ナショナル EP-1260-K	1 台	
案内板（両面型）	プラス RW-B12	2 台	
テーブル（ナーススタンド）	松葉 NTC-04	1 2 台	
プレート	扇型 行書体太 NTC-09（松）	1 2 枚	
炊飯器	タイガー 炊飯ジャー PR-6DSS	1 台	
炊飯器	ガス式 4-14	2 台	
炊飯器	タイガー I H炊飯ジャーJ10-B180	1 台	
電子レンジ	日立 MRO-X550	1 台	
保温ジャー	4-32 435×358×270	1 台	
ガスコンロ	リンナイ ガステーブル	1 台	
カセットコンロ	サン・コンロ NS-29HP（5） カセット・サン NS-35HP（1） IWATANI CB-AS-1（4）	1 0 台	

電気ポット	ナショナル NC-ER22C	9 個	
ポット	ボンマックポット BMYA-25BB	1 個	
電気ポット	ナショナル NC-ET22	4 個	
置台	4-28	1 台	
脇台	5-2 450×450×800	1 台	
シンク	L=600 洗濯室	1 台	
お膳	新長岡京膳	7 3 膳	
お膳	高月膳	7 3 膳	
電気コタツ	ナショナル DK-S80AXI-T	2 台	
コタツ布団	セット	2 枚	
コタツ布団	中掛・外掛	2 枚	
扇風機	日立 B-K30M	2 台	
ワークステップ・脚立	プラス PP-18	1 脚	
ワークステップ・脚立	プラス PP-9	1 脚	
電話台	コクヨ TT-KA10	1 台	
傘立	コクヨ US-A162	1 個	
傘立	コクヨ US-A163	1 個	
コートハンガー	コクヨ CH-8N	1 台	
コートハンガー	コクヨ CH-10N	3 台	
新聞掛	プラス 新聞掛 SP 型	1 台	
新聞掛	プラス SD-1 型	3 台	
パンフレットスタンド	コクヨ ZR-PS111N	1 台	
衣装盆	木製盆	8 枚	
衣装盆	木製 ケヤキ塗	4 枚	

マガジンラック	ライオン AS-80MG	1 台	
ワゴン台	コクヨ YX-BN34W	2 台	
ワゴン台	コクヨ YX-W90W	2 台	
ワゴン	ウチダ 2-334-2002	1 台	
手押車	コクヨ TK-11	1 台	
スコーキングスタンド	コクヨ SS-302N	2 台	
ユニット台	コインランドリー用・SDS-401	2 台	
茶しつ	シルバーアロー BTY-31	1 5 個	
多穴機	コクヨ TP-30	1 台	
ペーパーカッター	ウチダ 1-113-016-11	1 台	
ベッドボード	ヒカリ OJS	4 枚	
身障者用ベット	掛布団	1	セット
	ベッドパット	1	
	マイヤー毛布	1	
	枕	1	
ライフジャケット	プラス TK-24A	2 0 枚	
ライフジャケット	プラス JR13B	2 0 枚	
メガホン	ナショナル WD-65B	1 個	
卓上型マイクスタンド	パナソニック WN-431	1 台	
囲碁セット	銀鳥産業 336-14	2 盤	
将棋セット	銀鳥産業 336-04	2 面	
麻雀テーブル	伊藤大 820 型	2	セット
麻雀牌	クローバー 33-08	2	
電動ミシン	日立 HJ-008	1 台	

電話機	パナソニック VA-502	20台	
たらい舟	体験用たらい舟	4台	
畳	ユニット畳	17枚	
畳	ユニット畳	1枚	
そば打ち台	そば打ち台・松材 910×910×200	10	セット
	そば打ち台・松材 230×910×25	10	
	そば打ち棒 L=1080	10	
時計	セイコー KH406S	2個	
時計	セイコー KH212B	14個	
時計	セイコー KS463S	6個	
時計	セイコー KS779	3個	
時計	シチズン 4MG824	2個	
コントロールパネル	ヒカリ OJ	2枚	
ミーティングテーブル	ウチダ ST-2172	1台	
座卓	コクヨ KT-43RTNN	6台	
椅子	プラス KC-NE27SEL	1脚	
プラントボックス	コクヨ PX-21F1	4個	
書棚	プラス P-6615N-5	1台	
行事案内板	コクヨ GB-54F1	1台	
行事案内板	プラス RW-B12	2台	
パーティションボード	コクヨ GB-PS10JN	6個	
ロープ	コクヨ GB-PR1W	3本	
掃除機	ナショナル MC-G100（業務用）	1台	
マガジンラック	プラス MS-600	1個	

高圧洗浄機	K-205PLUS	1 台	
将棋セット	プラス 盤 30 号	2 面	
絵画「パンジー」	佐和田・逸見チズ子	1 枚	装飾品等
絵画「みち」	徳和・安藤明生	1 枚	
絵画「花の小径」	静岡県・佐々木功	1 枚	
絵画「イルカと遊ぼう」	東京都福生市・稲垣スエ	1 枚	
絵画「秋の高倉山」	埼玉県・柳原賢作	1 枚	
絵画「赤泊港」	佐和田・池田克二	1 枚	
絵画「赤泊漁港」	佐和田・田中足穂	1 枚	
「ふるさと赤泊」	パッチワーク	1 枚	
「高砂」	新潟市・中西桂舟（明子）	1 枚	
「瑞氣集門」	南新保・菊地耕心（六嘉）	1 枚	
「和歌一首」	南新保・菊地春陽（陽子）	1 枚	
「白雲蒼海」	佐和田・安藤海雲（猛）	1 枚	
「般若心経」	徳和・村川紅葉（幸雄）	1 枚	
「深謀遠慮」	真浦・金子洸栄（久栄）	1 枚	
「遊雲驚龍」	渋谷区・荒井斎洸（改子）	1 枚	
絵画「SHIMA」	西川町・信田俊郎	1 枚	
「若山牧水歌」	東京調布市・林嘉子	1 枚	
「諸行無常」	赤泊・金子嘯風	1 枚	
「壺」	岡山県倉敷市・金子俊男	1 枚	
掛け軸		1 枚	
歌		1 枚	
置時計	共栄・遠藤建設共同企業体	1 枚	
カラー複合機	キャノン iR-ADV C3830F	1 台	

別表5 備品等Ⅱ種（第11条関係）

[illegible]

別表 6 契約内容（第 14 条関係）

単位：円

No.	契約内容	契約先	場所	契約期間	契約額	備考
1	自家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人東北電気保安協会	佐渡市三川 2915 番地 3			1 年毎に更新